

朝日生命の 財形制度の概要



一般財形 （勤労者財産形成貯蓄積立保険）

従業員の計画的貯蓄

財形住宅 （財形住宅貯蓄積立保険）

従業員のマイホーム資金準備

財形年金 （財形年金積立保険）

従業員の老後の年金準備

2025年8月1日より新契約の取扱を停止いたします

このパンフレットに記載の内容は、2025年2月1日現在における税制および財形制度に基づくものです。

 **朝日生命保険相互会社**

1. 財形制度のあらまし

財形制度(勤労者財産形成制度)とは、従業員の方々の自助努力を前提に、国と企業が一体となって従業員のための財産形成を促進する制度です。

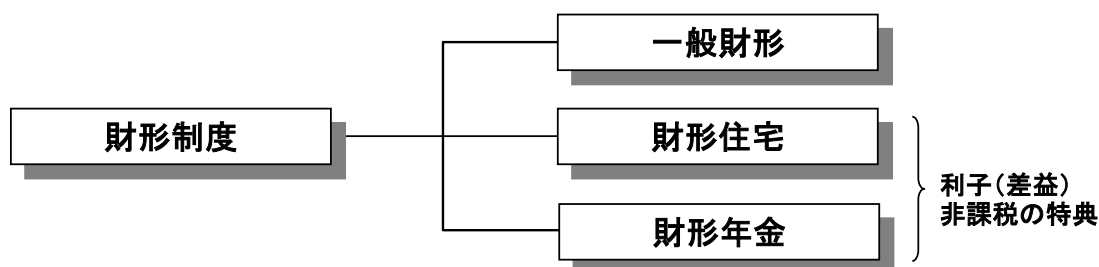
本制度は給与天引きによる積立でムリなく確実にお金が貯まり、住宅融資が受けられます。

また、財形年金・財形住宅は税制面でも優遇されており、勤労者の財産形成を行う制度として広く認められています。



国、企業、従業員(勤労者)が一体となって財産づくりを行う制度です。

国	貯蓄に対して利子(差益)の非課税措置 持家の取得等に際しての低利の融資
企業	賃金控除・払込代行等の事務手続き
従業員	計画的な積立
朝日生命	取扱機関として、従業員との契約の維持・管理



2. 財形制度のメリット

企業内福祉制度の充実や従業員の勤労意欲の向上に役立ちます。

企業側 メリット	●福利厚生制度の充実が図れます。 ●従業員の老後の生活設計を援助できます。 ●従業員の住宅取得の促進に繋がります。
従業員側 メリット	●給与からの天引きで積立ができますので簡単・便利です。 ●財形住宅・財形年金は、払い込まれた保険料から生じる利子（差益）には税金がかかりません。 ●目的に合わせて、計画的な積立ができます。 ●財形持家融資制度をご利用できます。



3. 従業員様にとっての財形5つのメリット

(1) 目的に合わせて、計画的な積立ができます。

使途目的が自由な一般財形から、マイホーム実現のための財形住宅、ゆとりある老後のための年金づくりの財形年金まで、ライフプランに合わせて計画的な積立ができます。

(2) 便利な給与天引きでムリなく確実に貯まります。

保険料は、給与や賞与から天引きによりお払い込みいただきますので、手間がかからず確実に貯まります。

(3) 財形住宅・財形年金なら有利な非課税枠を活用できます。

●財形住宅・財形年金は、払い込まれた保険料（元本）から生じる利子（差益）には税金がかかりません。

ただし、払込保険料累計額は、

財形住宅 550万円まで	}	合計550万円までです。
財形年金 385万円まで		

●財形年金は受け取る年金にも税金がかかりません。

[一般財形は受取時に利子（差益）に対して20.315%源泉分離課税（※）となります。]

※2013年1月1日から2037年12月31日迄は復興特別所得税と併せて20.315%の源泉分離課税となります。

(4) 財形持家融資制度（マイホーム資金の融資）をご利用できます。

持家の取得やリフォームに際し、一定の要件を満たす場合、財形持家融資が受けられます。
概要は5ページを参照ください。

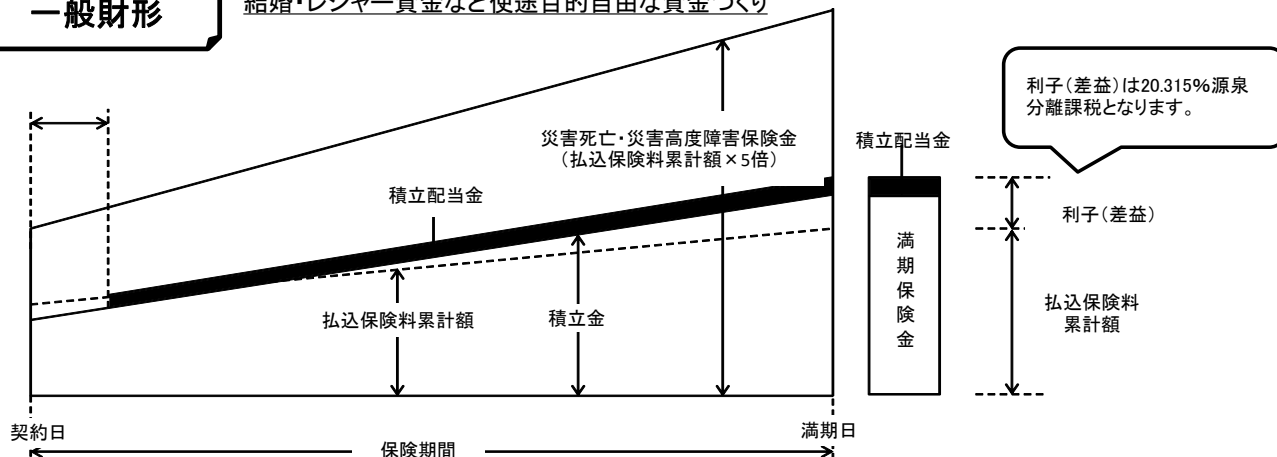
(5) 保険型財形ならではの5倍の災害保障がついています。

積立・据置期間中、災害や交通事故等の不慮の事故で死亡・所定の高度障害の状態になられた場合
事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額の保障があります。

4. 目的に合わせた3つの財形

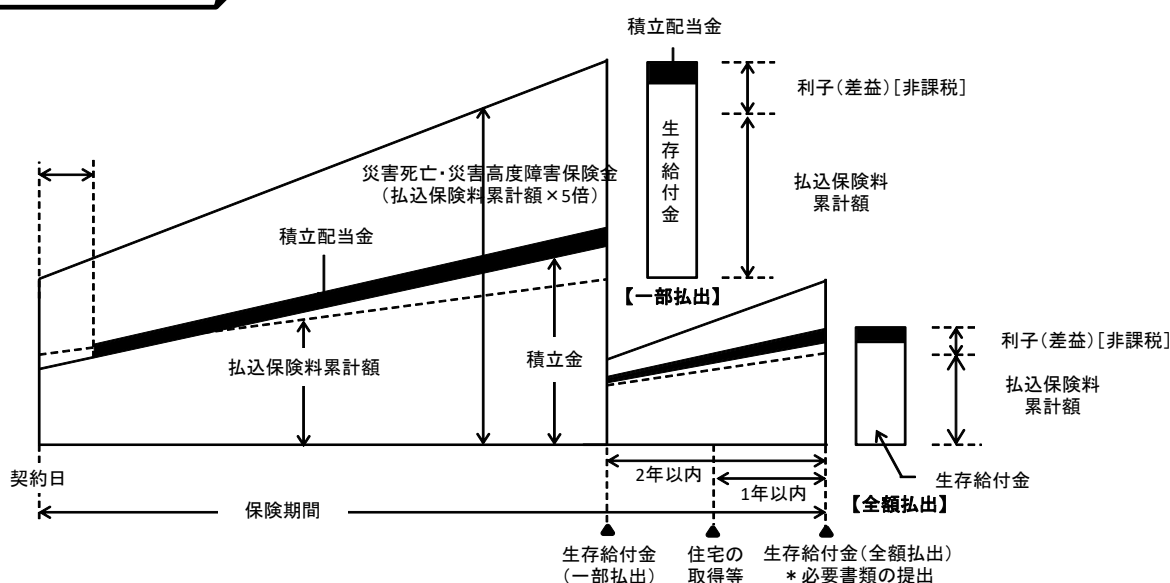
一般財形

結婚・レジャー資金など使途目的自由な資金づくり



財形住宅

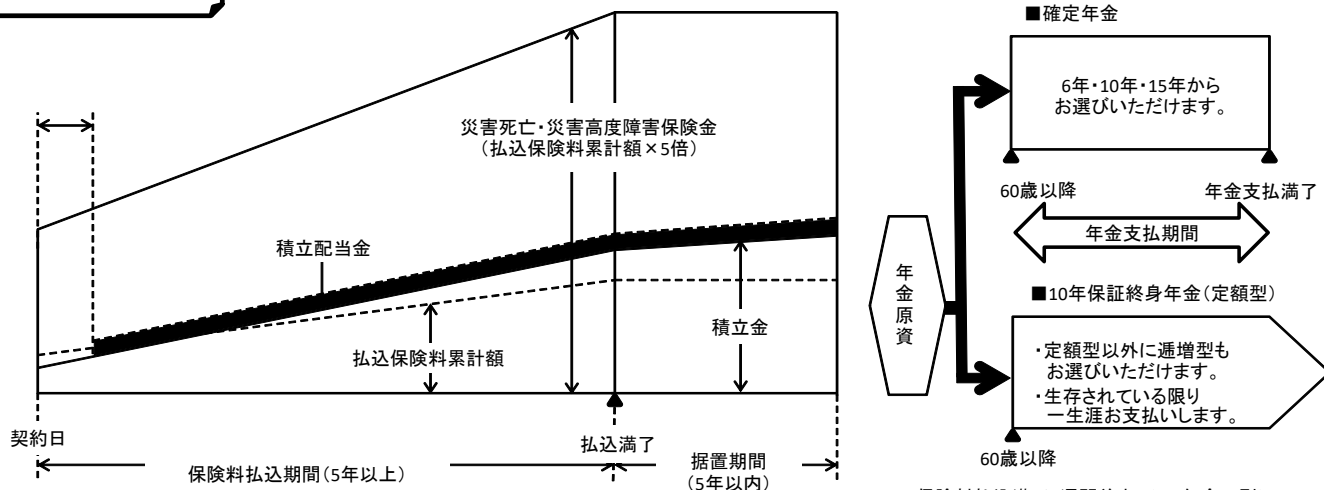
住宅の取得やリフォームのための資金づくり



* 住宅の取得等の頭金等に充てるために生存給付金の一部払出しをされた場合、一部払出日から2年以内または住宅の取得等の日から1年以内のいずれか早い日までに、所定の必要書類をご提出いただくことが必要です。その際、一部払出しの金額が住宅の取得等に要した額に満たないときは、その残額を請求することができます。

財形年金

豊かな老後のための資金づくり



* 保険料払込満了2週間前までに、年金の型について前厚型を選択することができます。

契約概要

商品種類	一般財形 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)	財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険)	財形年金 (財形年金積立保険)
積立の目的	結婚資金、レジャー資金など、使途目的は自由。	住宅の取得やリフォームのための資金づくり。	老後のための資金(年金)づくり。
契約形態	契約者、被保険者、受取人は同一の勤労者とします。 財形年金・財形住宅は、全金融機関をとおして1人1契約となります。		
責任開始期	当社は、事業主が第1回保険料を、契約者の給与等から控除した日から契約上の責任を負います。		
ご契約者様の範囲	事業主に雇用されている勤労者。 事業主(同一生計の家族を含む)・役員はお申し込みいただくことができません(注)。 また、役員昇格等により、勤労者に該当しなくなった場合は、すみやかに解約のお手続きをおとりいただくことになります。 (注)兼務役員の場合など、勤労者に該当するかどうかの判断が難しいときは、当社にお問い合わせください。		
お申し込みいただける年齢	満15歳から	満15歳から満54歳まで	満15歳から満54歳まで
積立期間(保険期間)	3年～15年(年単位)	5年～15年(年単位)	5年～(年単位)
保険期間の自動延長について	満期の際に満期保険金をご請求されない場合(一般財形)、または、満了時まで積立金の全額に相当する生存給付金の払出しがない場合(財形住宅)には、1年ずつ保険期間を自動延長します。 ただし、保険期間は通算して40年を限度とします。 また、保険期間満了の日における年齢は85歳を超えることはできません。		—
保険料のお払込方法	給与天引きにより、定期にお払い込みいただきます。 毎月の給与から払い込む方法(毎月払)、賞与から払い込む方法(毎賞与時払)およびその併用があります。		
保険料の変更	ご契約後、当社の所定の範囲内で変更することができます。		
預入限度額 (払込保険料累計額)	払込保険料の最高限度額(累計)は3,000万円までです。	払込保険料累計額550万円まで (財形年金と合わせて550万円以内)	払込保険料累計額385万円まで (財形住宅と合わせて550万円以内)
払出しについて	いつでも払出し自由	住宅の取得やリフォーム等の資金に充てられること (ご契約者自身が居住するため に所有する住宅に限ります)	年金開始年齢が 満60歳以降であること
利子(差益)に対する課税	利子(差益)に対して20.315% 源泉分離課税(※)	非課税	
払出し・解約の 場合の課税	利子(差益)に対して20.315% 源泉分離課税(※)	目的外の払出しはできません。 なお、解約はできますが、この場合は要件違反となり、利子(差益)に対して20.315%が源泉分離課税(※)されます。 ただし、「災害等の理由」により財形住宅を解約される場合は非課税で払出すことができる特例が受けられます。非課税の特例を受ける場合、解約事由が生じた日から11か月以内に住所地の税務署から確認を受け、1年以内に「税務署長の確認を受けた書類」を含む請求書類のご提出が必要です。	払出しはできません。 なお、解約はできますが、この場合は要件違反となり、一時所得扱いとなります。 ただし、「災害等の理由」により財形年金を解約される場合は非課税で払出すことができる特例が受けられます。非課税の特例を受ける場合、解約事由が生じた日から11か月以内に住所地の税務署から確認を受け、1年以内に「税務署長の確認を受けた書類」を含む請求書類のご提出が必要です。
災害死亡・災害高度 障害保険金額	災害発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金としてお支払いします。		
死亡・高度障害 保険金額	死亡または所定の高度障害状態に該当したとき、死亡された日または高度障害状態になられた日における積立金をお支払いします。 ただし、災害死亡・災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。なお、財形年金は年金支払開始日前に限りします。		
税制上のお取り扱い	生命保険料控除は適用されません。		
留意事項	●ご契約後、34か月以内に解約または払出しをされますと、解約返戻金・払出金は払込保険料累計額より少ない金額となります。(毎月定期払込の場合) ●当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みの際に当社が承諾したときに有効に成立します。 ●財形保険は、クーリング・オフ制度の対象外となります。お申し込みの撤回や契約の解除はできませんので、ご契約に関しては、十分ご検討いただきますようお願いいたします。 ●関係法令の改正または金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情により、特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向けて変更することがあります。その場合は変更日の2か月前までに通知します。		

(※)2013年1月1日～2037年12月31日迄は復興特別所得税と併せて20.315%の源泉分離課税となります。

5. マイホーム資金融資制度

●マイホーム資金融資(財形持家融資)は財形加入者だけの特典です

お申し込みができる方	一般財形・財形住宅・財形年金のいずれかを1年以上続け、申込日前2年以内に預入れを行い、かつ、申込日における残高が50万円以上ある方
貸付金の対象	マイホームの新築・購入またはリフォーム等のための資金
限度額	財形残高の10倍以内で最高4,000万円限度(ただし、購入金額の90%以内)
事業主側の事務	住宅手当等の負担軽減措置を行う 融資申込書に添付された「負担軽減措置等の証明書」への押印 (注)「財形転貸融資制度」を利用するには、独立行政法人勤労者退職金共済機構との契約が必要となります。
融資のルート	次の2つの方法があります。 ①独立行政法人住宅金融支援機構(※)が窓口となって融資する「財形直接融資制度」 ※沖縄県のみ、沖縄振興開発金融公庫 ②独立行政法人勤労者退職金共済機構が事業主(勤務先)を経由して行う「財形転貸融資制度」
お問い合わせ先	①「財形直接融資制度」は独立行政法人住宅金融支援機構(※) ※沖縄県のみ、沖縄振興開発金融公庫 ②「財形転貸融資制度」は独立行政法人勤労者退職金共済機構

6. 事務負担を減らす便利な制度

●口座振替扱いで毎月の送金手続きを省略できます

財形保険料のお払い込みは、お振込み扱いと口座振替扱いがございします。
口座振替扱いは、団体様の口座から所定の振替日に財形保険料を自動的に引き去る方法です。
口座振替扱いをご利用いただくと、お申し込み時のお手続きだけで、毎月の送金手続きが不要となります。
また、一般的な振込手数料より安く、1回の口座振替手数料は130円です。

●インターネットサービスで一般財形の一部払出しができます

お金がご入用な場合、パソコン・スマートフォンの操作により一般財形の一部払出しを行うインターネットサービス「あさひマイページ」がございします。
「あさひマイページ」をご利用いただくと、事務担当者様の財形払出書類のチェックや送付の手間が省けます。
ご利用にあたり、ご契約者様の「あさひマイページ」へのご登録が必要となります。

詳細は朝日生命の財形専用ダイヤルにお問い合わせください。

お問い合わせ先

 朝日生命保険相互会社

多摩本社 〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23
財形専用ダイヤル : 0120-330-323
月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00